

1 審査会の結論

実施機関は、非公開としなかった情報のうち著作権法の規定により保護されるべき情報を非公開とするべきである。

2 異議申立てに至る経過

公開請求者は、平成 17 年 11 月 15 日付けでいなべ市長（以下「実施機関」という。）に対して、いなべ市情報公開条例（平成 15 年いなべ市条例第 8 号。以下「条例」という。）に基づき「平成 17 年 10 月 31 日付け情報 99-1 の公文書部分公開決定に対する第三者異議申立てに関する書類、市の聴取文書と業者からの回答文書、異議申立書」の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

実施機関は、請求内容に該当する公文書として、平成 17 年 9 月 16 日付けの公文書公開請求（「地理情報システム構築業務で契約業者が提出した見積額と契約額の差額約 1,600 万円に当たる業務分の予定価格と同業務委託に関し市が契約業者からとった見積書」の公開を求めるものである。以下「第 1 請求」という。）に係る公開決定をする際に、作成し、又は取得した次の公文書（以下「本件対象公文書」という。）を特定した。

ア 平成 17 年 10 月 4 日付けの公文書の開示に係る意見について（照会）（控え）同文書に添付した条例の写し（控え）回答書様式（控え）及び第 1 請求で公開対象となった見積書の写し（平成 17 年 7 月 22 日付けで第三者から提出された見積書）

イ 前記アの照会に対して、平成 17 年 10 月 17 日までに実施機関あてへ提出された回答書（7 社分）及び第 1 請求で公開対象となった見積書の写し（意見照会を受けた第三者が非公開を希望する箇所を明示したもの）

ウ 平成 17 年 10 月 31 日付けの第三者情報が記録されている公文書の開示決定等について（通知）（控え）及び同文書に添付した第 1 請求で公開対象となった見積書の写し（第 1 請求について実施機関が非公開とした箇所が明示されたもの）

エ 平成 17 年 11 月 11 日付けの第三者から実施機関あてに提出された異議申立書、同文書に添付された第 1 請求で公開対象となった見積書の写し（実施機関が非公開とした箇所及び異議申立人が非公開とするべきとした箇所が明示されたもの）及び異議申立書に添付された意見書

実施機関は、前記 エの文書には実施機関及び公開請求者以外の第三者の情報が含まれていると判断し、平成 17 年 12 月 2 日付けで第三者に対して公文書の開示に係る意見の照会をした。

なお、実施機関は公開決定に際して 30 日間の決定期間の延長を行い、公開請求者あてに通知した。

第三者は、実施機関の意見照会に対して平成 17 年 12 月 12 日付けで回答書を提出した。当該回答書の内容は、いずれも異議申立書、添付文書である見積書及び意見書の公開に反対するというものであった。

実施機関は、平成 17 年 12 月 28 日付けで前記 ア、イ、ウ及びエの各文書について部分公開の決定（以下「本件処分」という。）をした。

実施機関は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下

「情報公開法」という。)第13条第3項の規定に準じて、休日等を考慮して決定日から公開実施までに約3週間の期間を置き、公文書の公開の日時を平成18年1月20日とし、公開請求者あてに通知した。

また、反対意見書を提出した第三者に対しても本件処分の内容を通知し、さらに本件処分について行政不服審査法(昭和37年法律第160号。以下「行審法」という。)に基づく不服申立てができる旨を通知した。

なお、条例は情報公開法第13条第3項に相当する規定を置いていないが、実施機関は反対意見を提出した第三者が公文書の公開の実施前に当該決定を争う機会を保障する必要があると判断したものである。

反対意見を提出した第三者は、平成18年1月19日付けで実施機関あてに部分公開決定の取消し及び処分の執行停止を求める異議申立てを提起した。

実施機関は、平成18年1月19日付けで行審法第34条第2項の規定に基づき異議申立てに係る決定をするまでの間、部分公開決定の執行を停止した。

実施機関は、平成18年2月17日付けで条例第14条に基づきいなべ市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問した。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、反対意見書を提出した利害関係人である第三者が本件処分の取消し及び処分の執行停止を求めるものである。

異議申立ての理由

異議申立人の主張は、おおよそ次のとおりである。

ア 異議申立書について

本件処分は、異議申立書中の特定個人が識別される情報については非公開とし、その余については公開とする決定である。一方、別の異議申立事案に係る異議申立書の公開請求(以下「別件公開請求」という。)に係る決定(以下「別件処分」という。)は、異議申立書中の特定個人が識別される情報及び異議申立人が識別される情報は、非公開とされている。

しかし、本件処分に係る異議申立書は、別件処分に係る異議申立書とその内容においてほぼ同一であり、一見して同一人による異議申立てであることが判明してしまう。

別件処分で異議申立書中の異議申立人が識別される情報を非公開とする「あるべき決定」をするのであれば、本件処分において同様に異議申立書中の異議申立人が識別される情報を非公開とするべきである。

イ 意見書について

著作権法(昭和45年法律第48号)第18条第3項第3号によれば、地方公共団体に提供した未公表の著作物について、開示決定時までに別段の意思表示をした場合は、公表に同意したものと擬制されない。

本件では、開示決定前の平成17年12月12日付けの意見照会回答書において、著作者の「意に反した当該意見書の公開」と明記されているので、上記条項の別段の意思表示がなされたものと言える。

したがって、著作権法に基づく公表権の制約から公開できないものである。

ウ 意見書の内容について

意見書の記載情報から、本件見積書に記載された情報の構成、性質等を推知することが可能であり、また、当該法人の調達方法や調達先との関係など同社独自の情報も判明しかねない。これらの情報は、当該法人の事業活動に重要かつ有用な営業秘密に属するものであり、これらの情報が開示され外部に流出すると、当該法人の同業他社との競争上の地位が著しく害されるので、条例第9条第3号に定める法人等情報に該当する。

また、これらの情報はいなべ市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問された他の異議申立て事案と関連のある内容であるため、いなべ市における審議検討中の情報であると考えられる。したがって、これらの情報は、条例第9条第6号に定める審議検討情報に該当する。

4 実施機関の説明要旨

実施機関は、次の理由により本件意見書を部分公開とした。

本件対象公文書について

いなべ市情報公開条例の規定に基づき第1請求に係る公開決定の過程で作成し、又取得した公文書及び第1請求に係る実施機関の決定について第三者が提起した異議申立書及び同文書に添付された意見書である。

条例第9条第2号該当性について

本件意見書中の作成者に係る情報は、作成者が所属する事務所名、事務所の所在地、連絡先、作成者の職氏名及び印影であって、特定個人が識別され、又は識別され得るものに該当すると判断した。

また、本件意見書中の見積書の部分公開決定に対する意見については、その文言、言い回し、配列等から法律の専門家による意見と認められ、作成者の個性、創作性等は認められないと判断した。

したがって、意見書中の作成者に係る情報は、条例第9条第2号に定める個人に関する情報であって、特定個人が識別され、又は識別され得るものであり、また、同号ただし書のア、イ又はウに定める何人でも閲覧できるとされる情報、公表することを目的としている情報又は法令等の規定に基づき取得した情報であって公益上公開することが必要であると認められる情報のいずれにも該当しないと判断した。

5 審査会の判断

基本的な考え方について

いなべ市情報公開条例の制定目的は、市民の公文書の公開を請求する権利を明らかにし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、開かれた市政を一層推進するというものである。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害され、又は行政の公正かつ適正な運営が損なわれるなど公益を害することがないよう、原則公開の例外を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下について判断する。

本件対象公文書について

異議申立ての対象となった公文書は、実施機関が公文書公開請求に係る決定をする過程で作成し、又は取得した公文書のうち、平成17年11月11日付けで提起された異議申立書及

び同文書に添付された意見書である。当審査会において当該公文書を確認したところ、作成者が所属する事務所名、事務所の所在地、連絡先、作成者の職氏名並びに印影及び第1請求に係る実施機関の決定に対する意見が記述されている。

条例第9条第1号について

本条は、法令等の規定により公開できない情報は、この条例によっても非公開とすることを定めたものである。著作権法第18条第3項第3号は、未公表の著作物が地方公共団体に提供された場合には、当該著作物の著作者が情報公開条例の規定により当該地方公共団体が当該著作物を公衆に提供し、又は提示することに同意したものとみなすこととし、一方で、同号括弧書は、情報公開条例の規定による開示決定の時までに著作者が別段の意思表示をしたときには、同号所定の同意擬制がはたらかないものとしている。したがって、著作権法上の複製権又は公表権の対象となる文書、図画等は、法令の規定により非公開としなければならない情報にあたると思われる。

条例第9条第1号該当性について

本件意見書については、著作権法の定める著作物に当たるか否かにつき疑義がないわけではないが、著作物に当たらないとする合理的な理由も見当たらない。

そこで、本件公開請求に係る決定の手續において、著作権法第18条第3項第3号所定の別段の意思表示がなされたか否かについて検討すると、異議申立人は、実施機関の意見照会に対する回答書において『著作者の「意に反した当該意見書の公開」と明記した』旨主張している。著作者本人が意思表示したものが否かにつき疑問なしとしないが、同号所定の別段の意思表示があったものとみなし、著作権法の規定により本件意見書を非公開とすることが相当である。

したがって、本件意見書は、条例第9条第1号に定める法令又は条例の規定により公開することができない情報であると認められる。

なお、異議申立人は意見書の記載内容が条例第9条第3号所定の法人等情報及び同条第6号所定の審議検討情報に該当する旨主張しているが、前述のとおり著作物として非公開とすべきであるから、その余の理由についてあえて判断するまでもないものと思料する。

異議申立人識別情報について

異議申立人は、本件処分の対象文書と別件処分の対象文書の内容が同一であると指摘し、本件処分における異議申立人が識別される情報を非公開とすべきであると主張している。しかしながら、第1請求に係る異議申立事案は、いなべ市地理情報システム構築業務の委託先である契約業者から提出された見積書に係る事案であり、契約先が識別される情報について非公開とする理由がないものである。一方、別件公開請求に係る異議申立事案は、いなべ市地理情報システム構築業務の契約予定業者を選定する過程で提案業者から提出された見積書に係る事案であって、実施機関は契約業者以外の提案業者が識別されることによる支障を理由として、異議申立人が識別される情報の全てを非公開としたのであって、本件処分とは事案を異にするものと判断する。

結論

よって、主文のとおり答申する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会処理経過

年月日	処理内容
平成 18 年 2 月 20 日	諮問書受理
平成 18 年 2 月 23 日	実施機関の経過及び非公開理由説明（第 8 回審査会）
平成 18 年 9 月 28 日	審議及び実施機関の追加説明（第 15 回審査会）
平成 18 年 10 月 19 日	審議（第 16 回審査会）
平成 18 年 11 月 30 日	審議及び答申（第 17 回審査会）

いなべ市情報公開・個人情報保護審査会

役 職	氏 名	備 考
会 長	坂東 行和	四日市大学総合政策学部教授
会長代理	伊藤 裕	鈴鹿国際大学国際学部教授
委 員	伊藤 征記	地元有識者 団体役員
委 員	杉岡 治	弁護士
委 員	杉浦 肇	弁護士